

改定：令和3年8月3日

改定：令和3年6月7日

改定：令和3年4月1日

改定：令和2年9月23日

改定：令和2年8月26日

作成：令和2年6月30日

豊橋市雇用調整助成金申請等手数料補助金 交付要領

この補助金は、中小企業事業主が雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（国）（新型コロナウイルス感染症対策特例措置（緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年9月30日まで）の休業等に限る。））の申請に当たり、社会保険労務士に支払った経費の一部を補助するものです。

※この補助金は、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（国）（新型コロナウイルス感染症対策特例措置）ではありません。

※新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、窓口での「密集」及び「密接」を防ぐため、申請書類の提出は郵送のみとさせていただきます。

※令和3年9月30日までの休業等を対象とする予定ですが、国の方針によっては対象とする休業等の期間を変更することがあります。

豊橋市産業部商工業振興課（市役所東館10階）

人材サポートグループ

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

TEL：0532-51-2435・2437

FAX：0532-55-9090

【補助対象者】

以下の条件を全て満たす者

1. 雇用調整助成金等の支給対象となる中小企業事業主
2. 市内に本店、支店その他の事業所を有する者であって、当該事業所について愛知労働局長から緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年9月30日まで）の休業等に係る雇用調整助成金等（雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金）の支給決定通知書の送付を受けたもの
3. 国及び他の地方公共団体が行う同種の補助金等の交付を受けていない者
4. 市税の滞納がない者（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく市税の徴収猶予を受けた者を含む。）

【補助対象経費】

1. 愛知労働局長へ提出する雇用調整助成金等の申請書類の作成に要する経費
2. 雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費
※消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まない。

【補助率と補助金額】

補助率： 補助対象経費の1/2

補助金額（上限）： 10万円（1,000円未満の端数は切り捨て。1補助対象者1回限り。）

【申請期限】

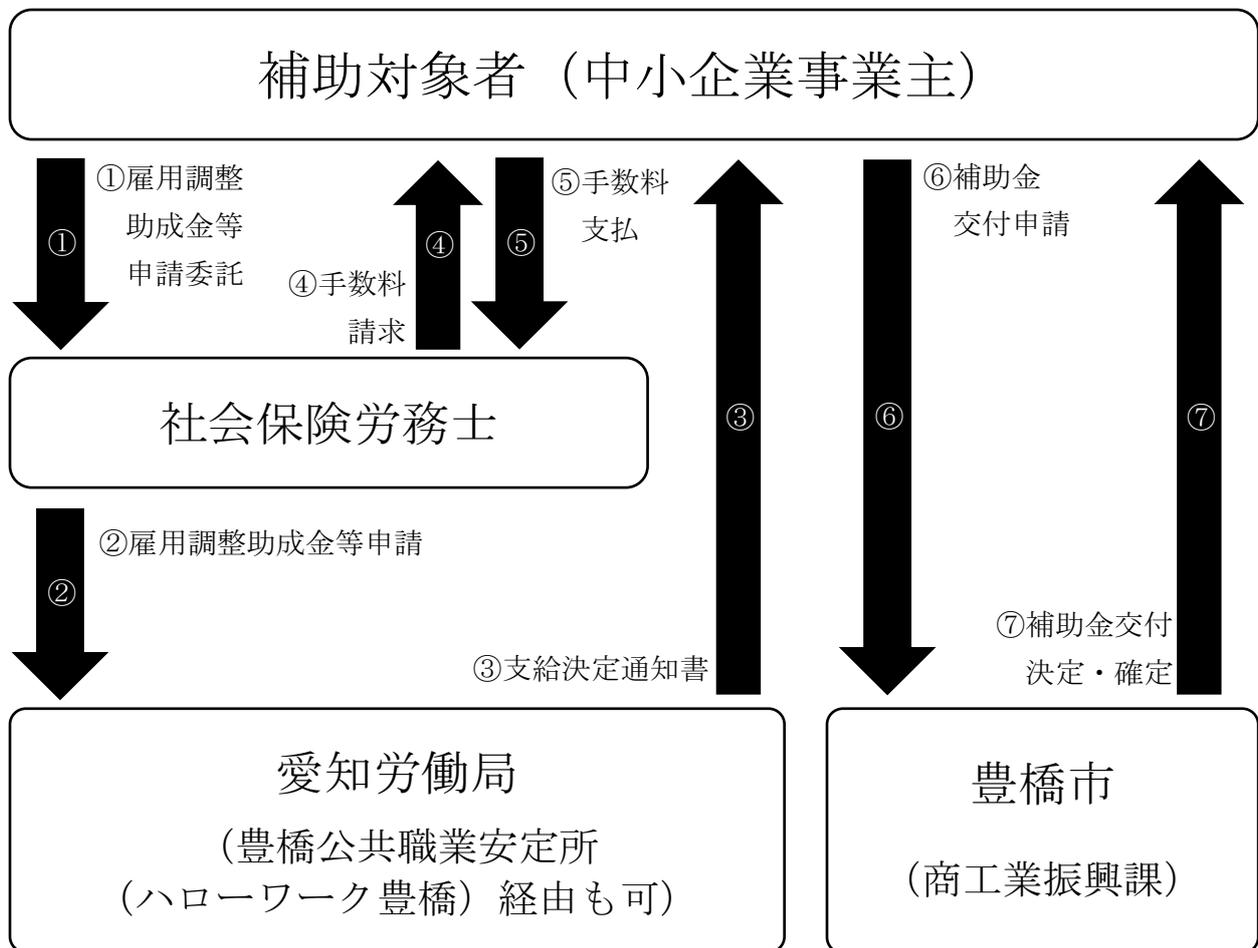
1. 従来から補助対象者であった中小企業事業主（中小企業基本法に規定する中小企業者）
雇用調整助成金等の支給決定通知書の送付を受けた日の翌日又は令和2年7月1日のいずれか遅い日から起算して60日以内。
ただし、複数の支給決定通知書の送付を受けた場合には、直近の支給決定通知書の送付を受けた日の翌日又は令和2年7月1日のいずれか遅い日から起算するものとする。
2. 令和2年9月23日の制度改正により、新たに補助対象者となった中小企業事業主（一般財団法人、一般社団法人、医療法人、社会福祉法人等）
雇用調整助成金等の支給決定通知書の送付を受けた日の翌日又は令和2年9月24日のいずれか遅い日から起算して60日以内。
ただし、複数の支給決定通知書の送付を受けた場合には、直近の支給決定通知書の送付を受けた日の翌日又は令和2年9月24日のいずれか遅い日から起算するものとする。

【申請書類】

1. 申請書（様式第1）
2. 実績報告書（様式第2）
3. 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
4. 雇用調整助成金等に係る国（愛知労働局長）への提出書類一式の写し
5. 社会保険労務士の委託業務に係る請求書の写し
6. 社会保険労務士への支払の完了が確認できる書類の写し
7. 消費税納税状況申出書
8. その他市長が必要と認める書類

※振込エラーを防ぐため、通帳又はキャッシュカードの写しの同封にご協力ください。

【申請から交付決定・確定までの流れ】



「⑦補助金交付決定・確定」後、市からの案内に従って、補助金の請求書を市へ提出していただき、市が指定口座へ補助金の振込を行います。